

第五十五回 参議院 大蔵委員会 會議録 第十七号

昭和四十二年六月八日(木曜日)
午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員 青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
小林 章君
西郷吉之助君
塩見 俊二君
徳永 正利君
林屋亀次郎君
田中寿美子君
二宮 文造君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員

大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省主税局長 塩崎 潤君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

○登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

登録免許税法案、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上両案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○柴谷要君 質問は山ほどあるのですが、ごく要領よく二、三質問して終わっていただきたいと思うのです。

その前に、郵便切手、収入印紙等の売りさばき人は全国で十万をこえておる、こういうことを聞いておるわけですね。これらの人たちが、切手売りさばき総額の約四割というものを手数料としていただいております。これがおかしいんです。そうすると、現行の価格の四割の手数料を受けておるわけですね。これが飛躍的に、多い者は十何倍かの価額に上がるわけなんです。この手数料の料率というものは変わりはないものかどうか、それが一つ。

それから、もう一つは、この法案の第二十一条と二十二条によると、登録税は今年度、一万円以上納付する場合は原則として収入印紙によらなくていい、つまり現金払いということができるといふことになる。今日まで売りさばき人として印紙の売りさばきをやっておった諸君が、だいたい減収になるのじゃないか。そういうことで、強い要望が出てきているのですが、これらの人たちの心配しているような点が現実にはあらわれてくるのか、それとも杞憂に帰して、そういうことじゃない、収入も減らないし、間違いないと、こういうふうにおっしゃられるか、この点をひとつまずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(塩崎潤君) 二つ御質問がございました。まず第一の手数料率の問題でございます。おっしゃる通りに、印紙及び切手につきましては、段階的な手数料の割合がございまして。これは三十三年、三十七年、四十一年と、ときおり改正されておるわけでございますが、現在のところ、一万円以下は九割、一万円をこえて十万円以下は五割、十万円をこえて百万円以下が一・五割、百万円超百五十万円以下が一割、百五十万円をこえますと〇・五割、なお、最低保証をいたしまして四千五百円と、こういうふうな料率がございまして。柴谷先生御指摘の四割というものは、全国平均の率を御指摘になったかと思ひます。ただいま申し上げましたように、この料率は、手数料の率は、四十一年に改正になったものでございまして。しかもまた、私どもの所管ではございせんので、郵政省の所管でございまして、私がまあここで責任ある答弁はできないわけでございますが、おそろく四十一年の改正の直後でもございまして、今後の情勢を見て検討するといふことがおそろく郵政省はお答えになるのではないかと、こういうふうに思ひます。

と申しますのは、この点につきまして第二の御質問の、現金納付の入ることによる影響、これを考えることもございまして、まあそのほかに全体といたしまして、なお現在の手数料率では印紙売りさばき人の手数料の収入金額はまだ少ないのではないかと御意見があるのでもございまして。そのような声に應じて、四十一年に改正されました引き上げられましたけれども、なおそんなような御要望をどの程度に勘案しますか、これは郵政省が慎重に今後検討する問題ではないかと思ひます。

第二の、今回の私どもの御提案申し上げております登録免許税法案の第二十一条、第二十二條によりますと、印紙納付と並びまして現金納付が認められるというたてまえになっておるが、この現金納付方式が収入印紙の売りさばき人に大きな影響を与えるのではないかと、こういう御質問ですが、この点は私どもは影響を与えるということとはほとんどないと思ひます。

まず第一に、今回の改正案で初めて現金納付方式を入れたのはございせん。御承知のように、昭和二十八年に不正印紙偽造事件が非常に大規模に行なわれまして、そのときに登録税につきましても現金納付の道が開かれまして、現在でも登記所の中で特に税額の大きいところではすでの実施されておるところでございまして。今回改正をお願いしておりますのは、この現金納付の範囲を若干拡大いたしまして、その範囲を明らかにする。たとえば一万円以下というものは印紙納付に納付のほうで、不正印紙の問題、あるいは収入印紙を消し印したもののその後の保管の問題、そういった事務上の管理の問題、さらにまた歳入確保の問題から見まして、やはり印紙収入と現金納付の限界を適当に定める必要がある、こういう趣旨でお願いしておるわけでございます。しかも、またあとでまたおしかりを受けるかもわかりませんけれども、今回の印紙税は二十三年以来の税額の調整が行なわれまして結果、現金収入あるいは印紙収入ともに増加する傾向にございまして、おそろくこの結果印紙売りさばき人の手数料は増加してはいるのではないかと、こういうふうに見ておるのでございまして。たとえて申し上げますと、昭和四十二年度におきまして改正の結果、平年度におきましては、昭和四十二年度におきましては、現金収入が十九億増加いたしますが、印紙収入は百三十一億六千八百円増加いたします。これに先生の御指摘のように四割をかけたとき、五億ばかりの収入増加が印紙売りさばき人に期待される。これは自然増収を除いての話でござ

います。単に増額部分だけの、増収部分だけの四〇の数字でございませう。もちろん、そのほかに最近の不動産価格の騰貴あるいはまた取引の活発化に依りまして、印紙売りさばき人の手数料収入は増加の傾向にあることは言うまでもないところでございませう。

○柴谷要君 切手類売りさばき人が全国に十萬もいる。これらの人たちが非常に心配しているのは、現金納入方式である。つまり、納付方法の簡易化によって減収になるんだと、こう心からきめていられるわけなんです。必ずなると、そうなるという、自分たちの収入は、いままで売りさばき総額の年約四〇だ。自分の手数料を自分で手がけていて、しかもその人たちが四〇になつておるんだと、こういう説明なんですから、間違いないと思ふ。これがずつと減るんじゃないかと、そうするといふと、これを主体にして生活をしておる売りさばき人の家計というものが非常に苦しくなつてくる。これに対する政府としての対策は何かあるか、こう質問したわけなんです。これはまあ郵政省の問題だと、こういふんですけれども、納付方法の簡易化を大蔵省が考えたときに、影響するのはやはりそういうところに影響していくわけなんです。そういう場合に郵政省と打ち合わせをして、そういうような細部にわたつてまで配慮をするといふことも考えないんですか。

○政府委員(塩崎潤君) その点は私どももこの現金納付方式を若干拡大する際に検討いたしまして、意識いたしまして郵政省とも打ち合わせたところでございませう。そういう意味で、先ほど申し上げました、登録免許税の印紙納付と現金納付の範囲につきまして考慮し、さらにまた一萬円以上の場合でも、付近に納付官署と申しますか、郵便局あるいは金融機関のないようなときには現金納付は困難でございませう。印紙納付を認めるといったことを考えまして、私どもはそれに対処するつもりでいたわけにございませう。なお、この影響につきましては、私どもも当然予測でございませうので、先生のおっしゃいましたような、私どもの思

いもよらないような事態が生じた際には、これはもちろん私どももいたしましては、郵政省と相談の上、適切な措置を講じなければならぬ、かように考えておられます。

○柴谷要君 そうなると、郵政省と十分連絡をつけて改善をしなければならぬということなんです。それが収入減のほうを救済するような方法に考へておられるのですか。

○政府委員(塩崎潤君) 私が先ほど申し上げましたように、収入印紙の売りさばき額も非常に増加し、もちろん現金収入も増加いたしますが、額をいたしましては、収入印紙の増加額も非常にふえてまいります。そういう意味で、おしかりを今回の登録免許税法の改正については受けておるわけにございませう。そういう事態は万々ないといふふうに私は考へておりますが、もしもあつた際には、この手数料の問題といたしまして、これは郵政省と慎重に検討してまいりたい、こういう意味でございませう。

○柴谷要君 念のために特に申し上げておきますが、売りさばき人から、現行法とそれから改正後においては開きが出てきた、こういうような事実の点が相当あらわれてきて、そういうそれが要請された場合には十分な対処をする、こういうふうで考へておられる、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(塩崎潤君) 先般郵政省もそんなような考へ方を私は漏らしておつたように記憶しております。

○柴谷要君 それでは、次の質問に入りたいと思ふのですが、二十三年にこの法律は改正になつて、以後ずっとそのまゝになつておつた。だから、時宜に適合した改正である、まあこういうことは言えると思うんですが、中にはたいへん金額のはね上がりがあるわけなんです。たとえば看護婦さんなどの登録の場合に、現行からいきまうとすると相当高額にのぼるわけなんです。この登録の場合に看護婦さんあたりの団体から何らかの意思表示がなされているのじゃないかと、こう思ふの

ですが、それらの点は幾つか、看護婦さんばかりでなしに、他の保健婦さんでも助産婦さんでもそうです、あるいは水先案内人でもお医者さんでもどこでもいい、そういう団体から特殊な申し出が行なわれておるかどうか、これをあつたら聞かしてもらいたい。

○政府委員(塩崎潤君) まず最初の登録税の上げ幅が、二十三年から据置きにいたしました。でも大き過ぎるではないかと御批判でございませう。私も税法を事務的にあずかる者といつたしまして、こゝろいった事態になりましたことにつきました。これはおわびしなければならぬと思つております。非常に問題のある登録税法でございまして、また、検討が慎重になり過ぎた傾向があり、さらに比較の容易に行なわれた。したがつて、租税間の調整といふことがあまり考へられなかつた。これが、私どもの言ひわけになるわけにございませう。

○柴谷要君 登録免許税法につきまして昭和二十三年からそのまゝ据置きにいたしました原因でございませう。今回は所得税の課税最低限が大幅に引き上げられる、さらにまた税制のうちにもその財源を求めるといふ理由から、相当大幅でございませうけれども、登録免許税法の全面的な改正をお願いいたしまして御審議を受けている次第でございませう。しかし、これは大幅といつたしましても、今後しばらくはやはり安定していきたい、こゝろいふに考へておられます。やはり納税者が毎年毎年同じような税目と違ひまして、登録免許税を受ける方は毎年毎年違つた方です。そういう意味ではやはり、税金が比較的大幅に上がります、その間しばらくは、よほど所得水準あるいは物価水準がかわれば別でございませうが、安定して持つていきたい、こゝろいふことではございませう。私どもはぜひこの際申し上げておきたい、かように思ふのでございませう。

そこで、第二の看護婦、水先案内人その他の方々から、登録税についていろいろな御批判があつたのではないかと御質問でございませう。私どももその御批判は十分承つてまいりまして、今回の登録免許税の税率をつつたつもりでございませう。看護婦さんにつきましては、私どもは当初は、看護婦不足の状況から見まして、登録税をひとつ廃止したらどうか、こゝろいふような考へ方を持ち、それが新聞紙上に漏れたのでございませうが、それが非常な反響を招きまして、いわば社会的な地位に対する一つの税の上の評価を示すといふことで御批判を受けたわけにございませう。

看護婦の方々の要望は、ここにもございませうけれども、お医者さんについて登録税をたとへば六倍に引き上げながら残して、しかしながら看護婦に対する登録税を廃止するということは、一つの看護婦の地位に対する軽視ではないかと、御批判があつたのでございませう。さらにまた、看護婦につきましては、何といつても社会的な職業といつたしまして国家的に公認されました地位、職業であり、一つの登録といふことは大きな事実でございませう。それに対して登録税を廃止するといふことはやはり非常な弊害がある。言ひなれば、旧税は良税であり、その旧税は一つの社会的な地位を示すものである、これを廃止するといふことは、あるいはまたその間のバランスを非常にくずすといふことは適當ではない、こゝろいふ話でございませう。私どもはその御要望に耳を傾けまして、登録税の税率は現在三千円でございますが、今回は三千円、お医者さんは三千円の現行の税率から二万円といふことになつたのでございませうが、若干の格差は開きまして、やはり社会的な地位の租税における評価は、これはやはり軽々に変へてはいけません、またその間のバランスを十分考へるべきであるといふことで、いま申し上げましたような税率を御提案申し上げておる次第でございませう。

このような同様の要望はたくさんございまして、税理士の方々はやはり、現在は税理士は二万円、公認会計士は三千円でございませうが、社会的な地位から見ても、同様にしてくれといふようなお話があり、水先案内人にいたしまして、

あるいは裝飾師にいたしましたとしても、どうも登録税から落とされるということは一つの社会的地位に對する輕視というやうな印象を世間に与えるといふことから、私どもはバランスを考えながら、現在のところ新しい税率を提案している次第でございます。非常にそういった意味でもむずかしい税金でございますけれども、一つの地位の保護に對する國家の登録税といたしまして、そういった評價も私は適當である、こゝういふふうに考えております。

○柴谷要君 最後の一案になります、一番登録税の極端な改定、多いのは十倍、少なくとも三倍以上の引き上げになっているわけですね。ですから、それらの人たちの反響といふものを実は聞き取った。いろいろ各方面の意見を聞いてみますると、案外何か自分の地位といふものを考えた場合には、登録税は少しぐらい上がつてもいいのだ。たとえば看護婦さんなどは千円が三千円になるのは困るんじゃないかと実は思つたのです。ところが、看護婦さんの大会で、登録税を廃止することはわれわれの地位を認めないことだ、輕視することだ、三倍ぐらいの登録税は取るべきだ、こゝういふ大會の決議をしたといふことで実はびっくりしたのです。だから、地位をやはり認めてやる、こゝういふ極端に立てば、登録税の三倍ぐらひは意に介しないといふことで看護婦さんの決議になつてあらわれた、こゝう思ふのです。そこで、この登録税の引き上げは今回このやうに行なわれるわけですが、そのうらはらになる地位の問題等については、やはり政府はその点は考へていかなければならぬじゃないか、こゝう思ふのです、この点いかがでしよう、少し高度な實問になるわけですが。

○政府委員(塩崎潤君) これは主税局長の答弁の範圍をはるかに越えておりますので、そゝういった御意見が登録税の税率引き上げに關しまして行なわれましたことは、厚生省あるいは主計局に十分伝えたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより兩案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようですから、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより兩案を一括して採決に入ります。登録免許税法案、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上兩案を問題に供します。兩案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決することに決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中恒夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は六月十三日(火曜日)午前十時より開會いたします。

本日は、これにて散會いたします。

午前十一時六分散會

昭和四十二年六月十二日印刷

昭和四十二年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局